

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }  
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定されるものはどれか。電波法（第8条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力
- 2 免許の有効期間
- 3 無線設備の設置場所
- 4 通信の相手方及び通信事項

【解答】 1

比較的易しい問題です。確実に正答しましょう。

[2] 次の記述は、固定局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ  **A** なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について工事設計を変更したときは、 **B** なければならない。
- ③ ①の変更は、 **C** に変更を来すものであってはならず、かつ、工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に合致するものでなければならない。

| A            | B                     | C                |
|--------------|-----------------------|------------------|
| 1 総務大臣の許可を受け | 変更した内容を無線局事項書の備考欄に記載し | 無線設備の設置場所        |
| 2 総務大臣に届け出   | 遅滞なくその旨を総務大臣に届け出      | 無線設備の設置場所        |
| 3 総務大臣の許可を受け | 遅滞なくその旨を総務大臣に届け出      | 周波数、電波の型式又は空中線電力 |
| 4 総務大臣に届け出   | 変更した内容を無線局事項書の備考欄に記載し | 周波数、電波の型式又は空中線電力 |

**【解答】 3**

難しくない問題です。出題されたら確実に解答できるようにしましょう。

- [3] 「尖頭電力」、「平均電力」、「搬送波電力」及び「規格電力」の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
- 1 「尖頭電力」とは、通常動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
  - 2 「平均電力」とは、通常動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる平均の周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約2分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
  - 3 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
  - 4 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

【解答】 2

少し難しい問題です。電波法施行規則の条文と照らし合わせて覚えておきたいものです。

[4] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により  **A** することのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その  **B** を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ③ ②の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する  **C** とする。

| A             | B          | C             |
|---------------|------------|---------------|
| 1 電波の発射を直ちに停止 | 発射する電波の周波数 | 人工衛星局         |
| 2 空中線電力を直ちに低下 | 無線設備の設置場所  | 人工衛星局         |
| 3 空中線電力を直ちに低下 | 発射する電波の周波数 | 人工衛星局以外の人工衛星局 |
| 4 電波の発射を直ちに停止 | 無線設備の設置場所  | 人工衛星局以外の人工衛星局 |

【解答】 4

簡単な問題です。確実に正答しましょう。

[5] 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える  A に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が  B 以下の無線局の無線設備
- (2)  C の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

| A                                 | B       | C        |
|-----------------------------------|---------|----------|
| 1 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。） | 20ミリワット | 移動する無線局  |
| 2 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。） | 50ミリワット | 移動業務の無線局 |
| 3 場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）     | 50ミリワット | 移動する無線局  |
| 4 場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）     | 20ミリワット | 移動業務の無線局 |

【解答】 1

最初は難しく感じますが、20ミリワットさえ覚えておけば比較的容易な問題です。

[6] 次の記述のうち、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の意義に該当するものはどれか。電波法（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、免許人からその責任者として命ぜられた者をいう。
- 2 2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に、それらの無線設備を管理する者をいう。
- 3 無線局の管理を免許人から命ぜられ、その旨を総務大臣に届け出た者をいう。
- 4 無線局の無線設備の操作の監督を行う者をいう。

【解答】 4

これも覚えてしまえば確実に得点できる問題です。

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を  B に人命の救助、災害の救援、 C の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

| A           | B                                  | C     |
|-------------|------------------------------------|-------|
| 1 有線通信      | 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき | 交通通信  |
| 2 電気通信業務の通信 | 利用することができないとき                      | 交通通信  |
| 3 有線通信      | 利用することができないとき                      | 電力の供給 |
| 4 電気通信業務の通信 | 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき | 電力の供給 |

【解答】1

非常通信の定義は大変重要です。必ず答えられるようにしておきましょう。

[8] 無線局（登録局を除く。）の運用に関する次の記述のうち、電波法（第53条、第56条、第57条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、放送の受信を目的とする受信設備又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
  - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
  - (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 3 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

【解答】 1

最初は迷う問題かもしれませんが、「放送の受信を目的とする受信設備」は正しくは「他の無線局」です。



[9] 次の記述は、総務大臣が免許人等(注) に対して行うことができる処分について述べたものである。電波法(第76条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

総務大臣は、免許人等が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて  B の停止を命じ、又は期間を定めて  C を制限することができる。

|   | A  | B      | C                   |
|---|----|--------|---------------------|
| 1 | 6月 | 電波の発射  | 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 |
| 2 | 6月 | 無線局の運用 | 電波の型式、周波数若しくは空中線電力  |
| 3 | 3月 | 電波の発射  | 電波の型式、周波数若しくは空中線電力  |
| 4 | 3月 | 無線局の運用 | 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 |

【解答】 4

最初は少し悩むかもしれませんが、簡単な問題です。覚えておきましょう。

[10] 次の記述のうち、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を総務省令で定めるものに適合するよう措置した後の手続に該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちにその電波を発射する。
- 2 その旨を総務大臣に申し出る。
- 3 電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

【解答】 2

簡単な問題です。

[11] 次の記述は、無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注1）の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の B前までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注2）（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、 Cすることができる。

注1 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

|   | A             | B  | C     |
|---|---------------|----|-------|
| 1 | 総務省令で定める時期ごとに | 3月 | 一部を省略 |
| 2 | 毎年1回          | 3月 | 省略    |
| 3 | 総務省令で定める時期ごとに | 1月 | 省略    |
| 4 | 毎年1回          | 1月 | 一部を省略 |

【解答】 3

最初は混同しやすい問題ですが、できれば確実に答えられるようにしておきたいものです。

[12] 次の記述のうち、無線従事者の選任又は解任の際に、無線局（登録局を除く。）の免許人が執らなければならない措置に該当するものはどれか。電波法（第39条及び第51条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 2 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 4 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

【解答】 4

一度覚えてしまえば即答の問題です。確実に正答しましょう。